



税金

税金

個人住民税(村・県民税)

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

●納税者

1月1日現在で東海村に住んでいて、前年中に所得があった方に課税されます。

なお、次の方には、村・県民税が課税されません。

- 前年中に所得がなかった方
- 生活保護により生活扶助を受けている方
 - ※1月2日以降に生活保護を受けた方は減免の申請により免除される場合があります。
- 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得が135万円以下の方

●納税額

均等割額

- ・村民税:年額3,500円
- ・県民税:年額2,500円(令和4年度から令和8年度までは、森林の保全整備や湖沼などの水質保全のための財源の「森林湖沼環境税」1,000円が加算)
- ※東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例に関する法律」が施行されたことにより、平成26年度分から令和5年度分までは、村民税、県民税それぞれに500円/年が加算されます。

所得割額 (所得金額－所得控除額)×税率－税額控除

●村・県民税の申告

1月1日現在東海村に居所のある方は申告が必要です。所得のない方(同一世帯員の被扶養者を除く)も必ず申告してください。

申告の必要がない方

年金受給者でほかに所得のない方、および給与所得のみの方のうち、前年中の給与所得の明細(給与支払報告書)が勤務先から東海村へ提出された方で、控除の追加がない場合と所得税の確定申告をした場合は申告不要です。

●納付の方法

普通徴収

村から送付された納税通知書により、年税額を4期に分けて納める方法です。

給与からの特別徴収

勤務先が納税者の給与から納税者の税額を天引きし、6月から翌年5月まで12回に分けて納める方法です。

年金からの特別徴収

年金保険者が納税者の年金から納税者の年金にかかる税額を天引きし、4・6・8・10・12・2月の計6回で納める方法です。初めて特別徴収の対象となる年度は、普通徴収で1期、2期まで納めて、残りの税額を10・12・2月の特別徴収で納めることになります。

※県民税についても、申告や課税は村民税と併せて行われます。

法人村民税

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

村内に事業所・事務所などがある法人に課税されます。法人税(国税)を課税基準として、その8.4%(資本金が1,000万円未満の法人については6.0%)の金額(法人税割額)と、資本金および村内にある事業所、事務所の従業者数によって定められた金額(均等割額)の合計を、決算後2か月以内に自主申告・納付してください。

固定資産税

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1112)

土地、家屋、償却資産これらを総称して固定資産といい、固定資産評価基準に基づいて価格を決定します。この価格を基に課税標準額を算定し税率1.4%を乗じて固定資産税となります。

●納税者

固定資産税を納める方は、原則として固定資産の所有者です。

●納税通知書

固定資産税は、村からの納税通知書によって納税者に税額を通知します。税額は条例で定められた納期(通常年4回)に分けて納税することになります。

納税通知書には課税標準額、税率、税額、納期限、各納期における税額、納付場所などを記載しています。

●届出が必要な場合

- 所有者が亡くなった
 - 所有者の住所が変わった
 - 土地の利用状況を変更した
 - 建物を取り壊した
- 上記等の変更が生じた場合には、所定の様式での届出が必要となります。

都市計画税

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1112)

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために課税されるものです。都市計画税は、課税標準額に税率0.3%を乗じて税額となります。

●納税者

都市計画税を納める方は、市街化区域内に所在する土地および家屋の所有者です。

●納税通知書

村からの納税通知書により税額を通知しますので、固定資産税とあわせて納税することとなります。

軽自動車税

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

●納税者と申告

4月1日現在で主たる定置場(駐車場)が村内にある軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)を所有している方に課税されます。納期限は5月末日です。

軽自動車等を購入したり登録内容を変更(名義変更・廃車・住所変更等)したりした場合、次の窓口には必ず申告してください。名義変更・廃車(盗難を含む)の場合は、手続きがされていないと引き続き課税されますのでご注意ください。

原動機付自転車・小型特殊自動車・バイクをお持ちの方
(新規に取得されたものやすでに取得済みである等の登録年月日を問いません)

車両区分	種別	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊	農耕作業用	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪	250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円

軽自動車(三輪・四輪)をお持ちの方

平成28年度課税から三輪および四輪の軽自動車については、条件によって新税率が適用されています。なお、条件については、車検時の「初度検査年月」の年月で判定します。

車両区分	種別	(1)旧税率 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	(2)新税率 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	(3)重課税率 最初の新規検査から13年が経過した車両	
		三輪	-	3,100円	3,900円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

軽自動車の登録・廃車等の申告場所

種別	届出場所			
原動機付自転車	50cc以下	税務課 登録するときは、印鑑、販売証明書(譲渡証明書、廃車証明書)をお持ちください。 廃車するときは、印鑑、標識(ナンバープレート)、標識交付証明書をお持ちください。		
	90cc以下			
	125cc以下			
	ミニカー			
小型特殊自動車	農耕作業用	税務課		
	その他			
軽自動車	ポータトレラー	軽自動車検査協会 茨城事務所 (水戸市酒門町4400) TEL 050-3816-3105		
	3輪		乗用	
			4輪	自家用
				貨物
			4輪	乗用
貨物				
2輪(125cc~250cc)	関東運輸局茨城運輸支局 水戸市住吉町353 TEL 050-5540-2017			
二輪の小型自動車(250cc超)	同上			

●障がい者に対する軽自動車税の減免について

心身に障がいのある方が使用(所有)する軽自動車、心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方が使用(所有)する軽自動車、または心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免される場合があります。納税義務者のマイナンバーが確認できる書類、軽自動車納税通知書・印鑑・運転者の運転免許証・障害者手帳等を持参し、税務課窓口で申請または減免申請書と添付書類を郵送し申請してください。

申請受付期間は、納税通知書が届いた日から納期限までです。申請は毎年必要で、減免の対象となる軽自動車は、障がい者1人につき1台です。

※普通自動車で減免を受けている場合は、対象となりません。

たばこ税

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

たばこの代金には、たばこ税が含まれ、村の重要な財源となっています。

国民健康保険税

☎ 保険課 TEL 282-1711(内線 1132)

国民健康保険税は、国からの助成金(負担金・補助金)とともに国民健康保険の大事な財源となっており、この税金で医療費が賄われています。税額は、前年の所得(加入者分)に対する所得割額、均等割額(個人割)の合算で計算され、納期は7月~3月(各月)の計9回となっています。

村税の納付

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1115)

税金はそれぞれの収入や資産に応じて納めていただき、村民の皆さんの生活や健康を守り、住みよいまちづくりを進めるための大切な財源です。

村税は必ず納期限内に納付しましょう。

●村税等納期カレンダー

税目	納期月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税	○			○					○			○
軽自動車税		○										
村・県民税			○		○		○		○		○	
国民健康保険税				○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療保険料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※納期限は、該当納期月の末日です。末日が土・日曜日、祝日等で金融機関が休業日の場合は、その翌月の最初の営業日となります。

※上記のほか随時で課税される場合があります。

●納付の方法

納税は、次の金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリと会計課(役場行政棟1階)でできます。

●納付場所

- ・常陽銀行本店・各支店
- ・筑波銀行本店・各支店
- ・水戸信用金庫本店・各支店
- ・茨城県信用組合本店・各支店
- ・中央労働金庫本店・各支店
- ・常陸農業協同組合本店・各支店
- ・ゆうちょ銀行・郵便局
- ・コンビニエンスストア(納付書裏面に記載されている各店舗)

●コンビニ納付・スマホ決済アプリでの納付について

次の納付書はコンビニエンスストア、スマホ決済アプリでは納付できませんので、金融機関等で納付してください。

- ・バーコードが印刷されていないもの
- ・納期限が過ぎたもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・破損、汚損など、何らかの理由でバーコードが読み取れないもの

●口座振替納税について

口座振替納税は、一度申し込みをすれば、指定した預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落とされて納税する便利な制度です。

申し込み方法

①金融機関での申し込み

村内の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)窓口にて「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳の届出印を押印の上、直接金融機関へ申し込みください。お持ちいただくものは、預貯金通帳・印鑑(通帳に使用しているもの)・納税通知書です。

※村外の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)を利用する方は、「口座振替依頼書」をお送りしますので、ご連絡ください。

②役場での申し込み

金融機関のキャッシュカード(手続きの際に暗証番号の入力が必要)と、窓口に来庁する方の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)をお持ちの上、税務課(役場行政棟1階)へ申し込みください。

※常陸農業協同組合は、役場での申し込みはできません。

口座振替のできる金融機関

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・水戸信用金庫 ・茨城県信用組合 ・中央労働金庫 ・常陸農業協同組合 ・ゆうちょ銀行 |
|--|

注意してください

振替日に口座の預貯金残高が不足していると、振替ができませんので預貯金残高にご注意ください。口座振替ができなかった場合、納付書を送付しますので納付場所で納付してください。また、転出や死亡、取引金融機関の変更などで、振替口座を廃止・変更した場合には、必ず申し込みの金融機関で口座振替の取消や変更の届出を行ってください。※口座振替が開始されるまでには、申し込み手続き後、1～2か月かかりますので、余裕をもって手続きしてください。

●督促手数料・延滞金について

指定納期限を過ぎてから約20日以内に納付が確認できない場合、督促状が発布され、督促手数料が加算されます。

また、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

督促手数料や延滞金が発生しないよう、必ず納期限は守りましょう。

●納税相談について

納税(納付)についてのご相談は、随時受け付けています。納税通知書・印鑑をお持ちの上、税務課窓口へお越しください。



税関係証明等の発行について

☎ 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

所得、納税、固定資産関係の証明等は税務課(役場行政棟 1階)で発行します。発行できる時間は、月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分です。発行できる証明等は下表をご覧ください。

●村税についての証明・閲覧一覧表

証明等	主な記載内容	手数料/通	委任状の必要	備考	
納税証明書	税額等の証明	課税額に対する納税額や未納額	1税目当たり 200円	有 ※1	固定資産の納税証明の場合、納税管理人指定や共有名義など所有者が異なる場合は所有者ごとの証明になります。
	未納のないことの証明	証明日現在未納がないこと	200円		
村・県民税課税証明書	所得額・課税額・扶養人数等	200円	有 ※1		
申告書の写し	村県民税申告書の写し	無料			
土地・家屋の評価額証明書	(土地)所在、地目、地積、評価額等 (家屋)所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額等	200円	有 ※2	土地・家屋別に5筆(5棟)で1通となります。また納税管理人指定や共有名義など所有者が異なる場合は所有者ごとの証明になります。	
土地・家屋の課税証明書	(土地)所在、地目、地積、課税額等 (家屋)所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額、課税額等				
課税台帳記載事項証明書	(土地)所在、地目、地積、評価額・課税額等 (家屋)所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額・課税額等				
所有不動産証明書	(土地)地目、筆数、地積、評価額 (家屋)種類、棟数、床面積、評価額				
名寄帳の写し	(土地)所在、地目、地積、評価額等 (家屋)所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額等、期別税額				
建物減失証明書	所在、種類、構造、床面積、減失年月日等				
住宅用家屋証明書 (登録免許税軽減証明)	租税特別措置法施行令の該当	500円	無	添付書類が必要です。詳細は税務課までお問い合わせください。	
建物現況証明書	所在、種類、構造、床面積、建築年月日等			事前に現地確認が必要な場合があります。	
地番集成図の閲覧・写し	地番の配置、土地形状の概略、筆界等	200円	無	権利関係の確認や面積の計測には使用できません。	
事業所所在証明書	法人の事業所所在地	200円	無		
軽自動車車検用納税証明書	車検に必要な納税証明書	無料	無	車検証(コピー可)をお持ちください。	

※1 本人・同一世帯員以外の方が窓口申請に来る場合は、委任状が必要になります。法人の場合は、法人印または法人印の押印がある委任状が必要です。

※2 窓口申請に来る方が、本人・共有名義人・納税管理人・相続人以外は委任状が必要となります。また、相続人が窓口申請に来る場合は、死亡の事実と親子関係などが確認できるものまたは、相続関係が証明できるものが必要です。その他、年の途中で名義が変わった場合は、登記簿謄本または売買契約書など名義が変わったことが確認できるものが必要となります。

その他:窓口に来ることが難しい方は、郵送で申請することもできます。詳細は村公式ホームページ(<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp>)をご覧ください。

●窓口申請について

申請方法 税務課窓口へ備え付けの申請用紙により申請してください。

本人確認書類

本人(法人の場合は代表者本人)または代理人本人であることを確認させていただき本人確認書類は、次のとおりです。

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かりますのでご注意ください。

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 旅券(パスポート) 小型船舶操縦免許証 宅地建物取引主任者証 船員手帳 療育手帳 国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真付き) 写真付き住民基本台帳カード 海技免状 電気工事士免状 教習資格認定証 戦傷病者手帳 在留カードまたは特別永住者証明書 マイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> 写真貼付のない住民基本台帳カード 国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 国民年金手帳 共済年金または恩給の証書 母子手帳 ▼上記の1枚とセットで証明できるもの ※学生証 ※法人が発行した身分証明書(顔写真付き) ※銀行カード ※病院の診察券 ※上記に掲げる書類を除く、国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真なし) 共済組合員証 国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書
<p>注)「※」を表示した本人確認書類は、「※」を表示していない本人確認書類と組み合わせてご提示ください。 「※」を表示した本人確認書類のみを2枚以上ご提示いただいても本人確認できませんので、ご注意ください。</p>	



税金